

## ■リモ・アーボ サービス利用約款

### 第1条（約款の適用）

1. 「リモ・アーボ サービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、株式会社ラージヒル（以下「当社」といいます。）と「リモ・アーボ サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます。）の締結を希望するまたは締結をした団体または個人（以下「契約者」といいます。）に対して適用されるものとしします。
2. 当社は、本約款に基づき契約者に本サービスを提供するものとし、契約者は、本約款に定める義務を誠実に履行するものとしします。
3. 本約款に規定する事項の他、当社が本サービスについて別途定める細則、運用ルール、諸注意および当社が契約者に対し提示する各種注意事項等も本約款の一部を構成するものとしします。

### 第2条（基本用語の定義）

本約款において使用する基本用語の定義は、次のとおりとしします。

- (1) 「リモ・アーボ サービス」：当社が契約者に対して、インターネット上で事前協議用掲示板サイト（以下「本件サイト」といいます。）を簡易に作成できる機能を、当社より直接提供するサービスをいいます。
- (2) 「リモ・アーボ サービス利用者」（以下「利用者」といいます。）：契約者が、本件サイトへのアクセス方法を直接または間接に知らせ、本件サイトにアクセスした団体または個人をいいます。
- (3) 「リモ・アーボ エンタープライズ ASP」（以下「本ASP」といいます。）：契約者が、契約者と別途契約している法人（以下「事業者」といいます。）に対して、本サービスの利用にかかる間接支援（以下「本利用支援」といいます。）を委託する場合、当社が事業者に提供する間接支援システム一式をいいます。

### 第3条（運営子会社等への再委託）

1. 当社は、本約款に定める業務の全部または一部を、事業者および株式会社ラージヒルソリューションズ（以下「運営子会社」といいます。）を含む第三者（以下「運営委託先」といいます。）に再委託することができるものとしします。
2. 運営委託先が行う本契約に関する意思表示および事実行為は、当社が行ったものとみなします。
3. 契約者が運営委託先に対して行った本契約に関する意思表示および事実行為は、当社に対して行ったものとみなします。

### 第4条（本サービスの利用申込みおよび契約の成立）

1. 契約者は、本サービスの利用にかかる申込みを行う場合には、本サービスの仕組みを理解の上、本サービスにかかる当社所定の本サービス利用申込み受付画面（以下「申込み画面」といいます。）に必要事項（以下「申込み情報」といいます。）を入力・送信し、当社に対して提出するものとしします。
2. 前項の契約者による本サービスの利用にかかる申込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により、適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が契約者に到達した時をもって、当社と契約者の間に本契約が成立するものとしします。
3. 当社は、契約者が団体の場合、申込み情報として団体の代表者の氏名（以下「代表者名」といいます。）を求める場合があります。その場合、代表者名は、本約款に同意の上、代表者本人が申込み画面に対して自ら入力するものとしします。
4. 当社は、代表者名を、本人が本約款に同意の上、自ら当社に提供した個人情報とみなします。当社は、代表者名を、前項に定める手続き以外の方法では取得せず、本契約の締結にかかる業務の

みに限定して利用するものとし、この利用目的を超えて一切利用しません。

5. 当社は、プライバシーマーク使用許諾認定事業者として関連法令を遵守し、本人からお預かりした代表者名を適切に取り扱います。

#### 第5条（利用料）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、第4条に基づき契約者が当社に提出した申込み情報に記載された金額を利用料（以下「利用料」といいます。）として当社に支払うものとし、

2. 本契約の契約期間は、申込み情報に記載された期間とします。期間満了の15日前までに契約者から当社へ本契約の解約の申出がない場合、本契約は更に同じ期間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

3. 契約者は、本契約の契約期間中であっても、いつでも当社所定の手続きにより本契約を中途解約することができます。ただし、契約者は、中途解約の意思表示を解約日の15日前までに当社に行うものとし、その期限を過ぎた場合、解約の意思表示日から15日後を本契約の解約日とします。

4. 契約者は、申込み情報に記載の本サービスの提供期間の途中において本契約を開始または終了した場合（当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。）においても、利用料の全額を支払う義務を負うものとし、なお、契約者がすでに利用料を支払っている場合においても、当社は契約者に対し利用料の返還義務を負わないものとし、

5. 利用料の支払方法および支払条件については、本サービスの種別ごとに、当社が別途定める内容に従うものとし、

#### 第6条（秘密情報および個人情報の取扱い）

1. 契約者は、本サービスの利用を通じて知りうる当社の一般に公開していない情報（本サービスに関する情報・しくみ・ノウハウ・プログラムソース等を含みます。）および本契約に関して当社より秘密である旨の明示がなされた上で開示された情報（総称して、以下「機密情報」といいます。）を、機密として保持すると共にそのための合理的な措置を講じ、当社の事前の承諾なく第三者へ開示および漏洩してはならないものとし、

2. 契約者は、機密情報が漏洩または紛失したことが発覚した場合には、直ちに当社に通知し、その後の対処について協議するものとし、

3. 契約者は、個人情報の保護に関する法律および各種団体のガイドラインその他関連法令・諸規則を遵守し、利用者への本件サイトに基づくサービスの提供にあたって知り得た利用者の個人情報を利用者の同意を得た利用目的の範囲内でのみ使用するものとし、利用目的を超えて一切使用しないものとし、

4. 契約者は、本契約の有効期間中はもちろん本契約終了後も、機密情報をもとに本サービスと類似のサービスを行わないものとし、

#### 第7条（保守作業等による運営の一時的な停止）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には契約者への事前の通知や承諾なしに、本サービスの一時的な運営の停止を行うことがあり、契約者は、これを予め同意します。

（1）本サービスにかかるサーバの保守、システム仕様の変更またはシステムの瑕疵の修補等を行う場合

（2）天災地変その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、または法令等の改正・成立により本サービスの運営が困難または不可能になった場合

（3）上記各号の他当社がやむを得ない事由により本サービスの運営上一時的な停止が必要と判断した場合

2. 前項に基づく停止により、本サービスにおける本件サイトへの投稿内容の掲載の遅延または中

止が生じた場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

#### 第8条（当社の免責）

1. 契約者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、当社は、本契約またはその履行、ならびに本サービスの利用に関して契約者につき生じた損害について、当社の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、何らの賠償義務を負わないものとします。なお、当社が責任を負う場合であっても、かかる責任は、直接かつ通常の損害の範囲に限られ、かつ契約者の本契約に基づく支払済みの利用料相当額を上限とします。

2. 当社は、天災地変その他不可抗力（当社の責めに帰すべき事由によらない回線の輻輳、回線の障害、サーバダウン等を含みます。）により生じた損失につき、何らの責任も負わないものとします。

3. 当社は、本サービスの有用性、適合性、完全性、正確性その他一切につき何らの保証も行わないものとします。

4. 当社は、契約者または第三者の責めに帰すべき事由により生じた損失（(A) ウイルスによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊・消失、(B) ハッキング、クラッキングによるサーバダウン、システム障害、データの流出・損壊・消失、(C) プロバイダのダウン、(D) 契約者の責によるデータの流出・損壊・消失および利用者獲得機会の損失ならびに (E) システム環境の変化による障害、本サービスにかかるシステムの瑕疵等を含みます。）につき、何らの責任も負わないものとします。

#### 第9条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたっては、次の各号に定める事項を行わないものとします。当社は、契約者または利用者が次の各号に定める事項に該当したまたはそのおそれがある場合には、契約者に対する本サービスの提供を中止する可能性があります。

- (1) 当社が意図しない手段を用いて本件サイトの利用をすること
- (2) 本件サイトの作成にあたって、当社が意図しないサイト構成等の変更をすること

#### 第10条（約款の変更）

1. 当社は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の3ヶ月前までに、契約者に対し、当社が定める方法で変更条件を通知するものとします。

2. 契約者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の通知より1ヶ月以内に、書面にて当社に通知しなければなりません。

3. 当社が前項の通知を受領した場合には、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。なお、第5条の定めに従い、契約者は利用料の全額について支払義務を負うものとし、契約者が既に利用料を支払っている場合には、当社は契約者に対し利用料の返還義務を負わないものとします。

4. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本約款は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

5. 本条の規定に関わらず、当社は、軽微な内容については適宜本約款の変更を行うことができるものとします。

#### 第11条（本契約上の権利義務の譲渡）

1. 契約者は、事業者が本 ASP を用いて本利用支援する場合を除き、本契約上の地位に基づく一切の権利義務を、当社の事前の承諾なく、第三者に譲渡または貸与し、または担保に供してはならないものとします。

2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位に基づく一切の権利義務および契約者の顧客情報等を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第12条（本サービスの運営）

1. 契約者は、当社が、本サービスの終了または運営主体の変更にかかる要請を行った場合には、その旨を速やかに利用者に告知するとともに、運営主体の変更において必要な手続きを、契約者の責において行うものとします。

#### 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（総称して、以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（3）自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（5）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 契約者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

#### 第14条（利用解除）

1. 契約者は、本約款に同意できなくなった場合も含め、いつでも当社所定の手続きにより本サービスの利用を解除することができるものとします。

2. 契約者が本サービスの利用を解除した場合には、契約者は本サービスの利用に関する一切の権利を失うものとし、また利用の解除にともなって当社に対して何ら請求権も取得しないものとします。

3. 契約者は、第5条に基づき当社に対して債務が存在する場合には、本サービスの利用を解除した日を期限とし、直ちに当社に対する一切の債務を支払うものとします。

4. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときには、契約者に対し通知を行うことにより、即時に本契約を解除または本サービスの一定期間の利用を停止することができるものとします。

（1）本約款の規定に違反したとき

- (2) 相手方の信用を傷つけたとき
  - (3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立てまたは申し立てを受けたとき
  - (4) 手形・小切手の不渡処分を受け、またはその他支払い不能となったとき
  - (5) 営業の全部または重要な部分を他に譲渡したとき
  - (6) 信用に不安が生じたとき
  - (7) 営業を停止したとき、または清算にはいったとき
  - (8) 利用料の支払いを一回でも滞納または延滞したとき
  - (9) その他本約款に定める事項を遂行できる見込みのなくなったとき
  - (10) 当社が定める利用条件を満たさないと当社が判断したとき
  - (11) 第13条に定める表明保証に違反したとき
5. 当社は、前項各号に定める事項の他、利用者または第三者からの苦情または契約者に起因するトラブル等から、契約者による本サービスの利用が、当社または利用者、本サービスの信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、契約者に対し通知することにより、本契約を即時に解除することができるものとします。
6. 契約者は、本条の規定により当社から本契約を解除された場合には、期限の利益を喪失し、直ちに当社に対する一切の債務を弁済するものとします。

#### 第15条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第16条（協議解決）

本約款および運用ルール等の解釈に疑義が生じた場合、または本約款および運用ルール等に規定されていない事項については、当社と契約者は、協議の上円満に解決するものとします。

#### 第17条（存続条項）

本契約の終了後も、第3条第2項、第3条第3項、第5条第2項、第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条および本条は、有効に存続するものとします。

(附則)

2021年2月1日制定・施行